

# 女性活躍推進法、次世代法に基づく一般事業主行動計画 社会福祉法人東旭川宏生会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」の両法律に基づいた一体型とした行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：

男女ともに仕事と家庭の両立支援に関する制度を利用しやすい環境を整える。

<取り組み>

- 子が生まれる際の男性社員の休暇、育児休業の制度内容をリーフレットにて周知する。
- 配偶者が出産予定の社員に休暇制度、休業制度について個別に声かけをおこない、制度の周知、取得の推奨をおこなう。

目標2：

女性職員の比率が高いなか、女性の管理職は全体の36%と男性社員と比較して少ない状況なので、管理職の男女比50%を目指す。

<取り組み>

- 階層別研修において管理職に向けた研修を実施し、キャリア意識を構築する。
- 管理職等のキャリアプランについての意向調査を実施して、ニーズを把握する。
- 女性が不利な昇進基準になっていないかを精査し、正当な評価を行う。

目標3：

自社の従業員に限定しない雇用管理の改善雇用環境の整備以外の取組みで、採用機会の確保や次世代育成のための支援を行う

<取り組み>

- 学生や若年層を対象としたインターンシップ等の就業体験の機会を提供する。
- 就労訓練事業を実施し、様々な理由で就労が難しい方を対象に就労機会を提供する。
- 元気な高齢者を対象とした介護助手の雇入れを行い、就労機会を提供する。